

## インドネシアで農村調査を行うには

黒柳 晴夫

近年、我国の農村社会学者の中にも外国の農村社会の研究に関心を持つ人が増えてきた。それにともなう、研究の目的や内容は様々であるが、いわゆる視察にとどまらず、対象国の農村に入り本格的な現地調査を試みる研究者も少なからず見られるようになってきた。

しかし、外国で現地調査をする場合には、調査地が外国なるがゆえに避けて通ることの出来ない苦勞や煩わしさがあり、それがこれまで我々にややもすると本格的な現地調査に二の足を踏ませてきたことも事実である。すなわちそれらの苦勞や煩わしさとは、(1)言葉の問題、(2)対象国政府機関からの調査許可の取得から調査地に入るまでの手続きの問題、そして(3)生活様式の異なる不案内な調査地での協力体制を確保する問題、などである。(1)の問題はあらためて指摘するまでもないことであろう。特に正確な聴取調査や参与調査を行うためには、現地語が話せることが望ましいことは言うまでもない。(2)及び(3)の問題は、国によって事情がかなり異なる。そこで、以下に(2)の問題を中心に、これまで私が多少のかかわりを持ってきたインドネシアで調査を行う場合の手続きについて簡単に紹介してみよう。ただし、ここでは紙幅の関係で調査申請からジャカルタでの手続きまでについて述べることにし、その先調査地に入るまでの手続きについては別の機会に譲ることにしよう。

私は、勤務校の長期在外研修制度を利用して一九八九年四月二三

日から翌年三月末まで中部ジャワ南部のヨグヤカルタ市にあるインドネシア国立ガジャ・マダ大学地理学部の客員研究員として同地に滞在する機会を持った。私の長期在外研究の目的は、勿論研究機関や政府機関から研究資料を収集することも含んではいたが、そのメインは、「ジャワの農村の社会変動と教育に関する社会学的研究」のテーマの下に予定した調査地に滞在して農村調査を行うことであつた。さいわい私は、現地の機関や人々の協力を得て、ヨグヤカルタ市の南に位置する二カ所の水田稲作農村で一九八九年九月中旬から翌年三月上旬まで延べ五カ月弱にわたって農家に泊まりながら現地調査を行うことができた。以下の記述では、必要に応じて私のこの抽い体験の中からも具体例を紹介してみよう。

さて、外国人がインドネシアで現地調査を行う場合には、調査期間の長短に拘わらず必ずインドネシア科学技術院 (Lembaga Ilmu Pengetahuan Indonesia、以下ILPIと略称) から調査許可を受けなければならぬ (一九八九年の夏、ある日本人研究者がジャカルタの国際空港に降り立ったところ入国を拒否され、強制退去させられるという出来事があった。日本大使館がインドネシア当局から聞いた話では、その理由は、当人がかつてILPIの調査許可を取らないで現地調査を行ったからだ、とのことであつた)。このILPIへの調査許可申請の手続きは、在東京インドネシア大使館の教育・文化部に行けば教えてもらえるし、ILPIから出されている申請手続及び心得も見せてもらえる。

調査許可の申請をする際に必要な提出物をあげると、①調査許可申請書、②調査計画書 (目的、方法、期間・期日、調査地など記載)、③履歴書と業績書、④推薦状 (自分の研究分野の権威者と所

属機関から)、⑤スポンサーレター、⑥調査費及び滞在費の証明書 (私の場合は所属大学から発行してもらつた)、⑦写真三枚、⑧パスポート番号と国籍、などである。書類はインドネシア語か英語を使用する。このうちスポンサーレターは、インドネシア側の受け入れ責任者や機関が「ILPIでない場合に必要で、カウンターパートになつてもらふインドネシア人研究者あるいは彼が所属する機関長 (学長、研究所長、学部長など) が我々外国人研究者を責任をもって受け入れる旨の保証書である。したがって申請をしようとする人は、あらかじめインドネシア側のカウンターパートからこのスポンサーレターを取りよせておかなければならない。スポンサーレターの添付を義務付けているのは、インドネシア人研究者に国際共同研究への参加を促し、とかく研究費の不足に悩んでいる彼らに研究の機会を拡大しようとする意図もあるものと思われる。したがってこのような趣旨を踏まえて、共同化も考慮してカウンターパートを選んだり、調査計画をたてる必要がある。もしカウンターパートがいらない場合には、ILPIが研究内容を考慮して探してくれることになつてはいるが、全く面識のない外国人のカウンターパートになつてくれる人を探すのは非常に難しいのが実情である。

以上の提出書類を揃えて申請するわけだが、ILPIの案内書によれば在京インドネシア大使館経由で申請できることになっている。しかし大使館の担当者のお話では、大使館経由の提出では時間がかかるばかりか、はたして提出書類がILPIに確かに受理されたのかもはっきりしないので、ILPIに直接送付するのが良いとのことであつた。さらに少しでも早く、しかも確実に受け付けてもらおうとするならば、直接ジャカルタのILPIに向向いて窓口提出するのが一番良い

とのことだ。

「PI」の案内書によれば、調査許可に関する回答には申請後約六カ月を要するとされている。しかし実際には一年以上かかることもしばしばであり、このように調査許可の取得に驚くほど時間がかかることが外国人研究者の大きな障害になっている。後述するように、今回の私の場合には九カ月かかったが、これはむしろ早く許可書が交付されたケースに属する。ガジャ・マダ大学に落ち着いて間もないころ、オーストラリアの女性の人口学者から、私が比較的短期間で許可を取得出来たのは何故か、申請書類ほどの程度に作成したか、などについて聞かれたことがあった。彼女によれば、スマトラ島への移住者を研究テーマに約二年前に調査申請をしたが、いまだに許可がおりないために事情を調べにきたとのことであった。

すべての調査申請が許可されるとはかぎらない。調査地、調査内容などによっては許可されない場合もありうる。調査地については、現在イリアン・ジャヤ州全域、東ティモール、ブル島などでの外国人による調査は原則として認められていない。また、調査内容については、インドネシア当局を不当に非難するもの、政治的諸勢力を扇動するもの、あるいは宗教的団体や民族間のコンフリクトを助長するものなどは、インドネシアの多民族国家という現実を考慮すれば、認められる可能性が少なく考えたほうが無難であろう。

ところで、私の場合について調査申請から調査許可の取得までの経緯を参考のために簡単に紹介しておこう。私の大学では、翌年の長期在外研究者を決めるのが十月であるため、前述したことも明らかかなようにそれから「PI」に調査申請をしていたのでは翌年の四月から出発することは不可能である。そのためこれまで在外研究の申

し出を控えてきたが、機が熟したと判断して、「PI」への手続きに一年の期間を見込んで四月に学部や大学に必要書類の交付を願い出たところ、大学当局からは快諾をえた。しかし、その後学部の一部に生じた軋轢を取り除いて、正式に申請出来るようになったのは六月下旬であった。「PI」への申請を一日でも早くするため、七月初めにインドネシアに出張する同僚に頼んで、「PI」の窓口へ直接申請書類を届けてもらった。そのとき同僚に受領書を交付してもらうことを頼んでおいたため、仮の受領書ももらってきてくれた。しかし、その後一カ月過ぎて正式の受領書が送られてこなかったため、こちらから催促の手紙をだし、九月になってやっと同月日付の「PI」の受領書を手にする事ができた。

「PI」の窓口へ申請書類を届けて八カ月、すでに出発予定半月前の三月中旬にさしかかっているというのに「PI」からは何の連絡もない。ジャカルタの日本大使館やインドネシア教育文化省にいる知人に何度となく電話連絡して「PI」に問い合わせてもらったが、いつ許可が降りるか分からないとのこと。調査許可書が交付されないから肝心のビザの申請が出来ないばかりか、出発日も決めれず飛行機の予約も出来ないあり様にあせるばかりであった。そこで三月末に意を決し、私のカウンターパートの所属学部長に直接電話をして事情を話し、私と東京のインドネシア大使館にインビテーションレターを送ってくださるように頼んだ。一方で勤務校に出発延長届を出しながら、学部長のレターの到着を待ち、それによってとりあえず五週間の教育文化ビザを取得出来たときには既に四月中旬になっていた。そして四月二三日にやっと機上の人になることができた。

ジャカルタに着くとすぐに「PI」に出向き、そこで私はまた難題に

遭遇することになった。Eの担当者が、調査許可書が交付され在京インドネシア大使館に送付したばかりだから、東京に戻って受けて欲しいと言わんばかりである。そこで移民局とも連絡を取ってもらいながら交渉を重ね、一旦シンガポールに出国してそのインドネシア大使館で一年間の長期ビザを発行してもらうことになった。思いがけないシンガポール行きの出費と時間のロスであった。再びジャカルタに戻ってEで調査許可書を受領し、正式に手続きを開始した時には既に五月に入っていた。

さて、大使館経由で調査許可がおりた連絡をうけた外国人研究者は、インドネシアに入国したらずジャカルタのEに出頭しなければならぬ。そこで正式の調査許可書を受領するとともに、カウンターパート、内務省、警察、大蔵省あての書類を発行してもらう。そしてまず、その書類を持ってジャカルタにあるこれらの中央官庁を回り、そこでまた書類を作成してもらう。その間、当事者は当然ジャカルタに滞在しなければならない。インドネシアでは、書類は担当者の署名があって初めて効力を発するから、当の担当者が出張などの場合には悲惨である。私もこのことを理由に書類の交付をまたされたことを何度も経験した。

LIPからの書類を持参すると、内務省からは「調査通知書(Surat Pemberitahuan Penelitian)」を、警察からは「通行証明書(Surat Keterangan Jalan)」をそれぞれ発行してくれる。また、LIPから大蔵省あての書類は、私の場合はヨグヤカルタ市にある納税監査局あての書類を渡された。これは、仕事ではなく研究のために滞在することを証明するもので、この手続きをおかないと出国する際に「出国税」を払わなければならないことになる。

中央官庁での以上の手続きを完了すると、やっと次の段階の手続き、すなわちカウンターパートの所属する大学や研究機関、そして調査地が所属する州庁の手続きに移ることが出来るのである。さらにその先、県、郡、村のそれぞれの役所でも同じような手続きを踏まなければならない。このように手続きにかなり時間を要するので、短期間の調査であれば調査そのものに支障が出てきかねないから、そのことも考慮して調査計画を立てることが必要である。

